地域活性化起業人制度による派遣に関する協定

（派遣元企業）〇〇〇〇（以下「甲」という。）と更別村（以下「乙」という。）とは、地域活性化起業人制度により、甲からその社員を乙に派遣させるにあたり、派遣期間中の取扱いに関する基本的事項について、次のとおり協定する。

（職員の派遣）

第１条　甲は、社員〇〇〇〇（以下「派遣職員」という。）を、甲の社員たる身分を保有したまま、乙へ派遣する。なお、甲及び乙は、本協定に基づく地域活性化企業人制度による派遣が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第２条第３号に規定する労働者派遣事業に該当しないことを確認する。

２　派遣職員の派遣期間は、令和４年10月１日から令和５年３月31日までとする。ただし、甲乙協議の上、その期間を延長することができる。

（負担金）

第２条　乙は、第１条の派遣に要する費用として、280万円を上限に負担する。ただし、同条第２項のただし書きにおいて、その期間が延長された場合は、年額560万円を上限に、派遣期間に応じて按分し、負担するものとする。

２　乙は、甲から前項の負担金の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に負担金を支払うものとする。

（派遣期間中の職務）

第３条　派遣職員は、企画政策課スーパービレッジ推進室に所属し、次の業務に従事するものとする。

（１）地方創生の推進に関すること

（２）スーパービレッジ構想等の推進に関すること

（３）情報通信基盤に関すること

（４）電算業務及び電子情報資産の管理運営に関すること

（５）行政事務の電算化のうちデータ連携基盤の運用管理及び効率化の推進に関すること

（６）更別村スーパービレッジ協議会等に関すること

（７）その他スーパービレッジ構想等の推進に関すること

（就業条件）

第４条　派遣職員の労働時間、休憩時間、休日等の労働条件については、乙の条例、規則その他の規定に従うものとする。

（社会保険）

第５条　派遣社員は、派遣期間中も甲の社員の加入する健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働災害補償保険の被保険者とする。

（年次有給休暇）

第６条　派遣社員の年次有給休暇の付与及び付与条件については、甲の規定に従うものとする。

２　前項の請求手続き等は、乙の規定に従うものとする。

（給与等の支給）

第７条　派遣社員の給与及び賞与は、甲の定める支給基準に従い、甲が派遣社員に直接支給する。

２　派遣社員の派遣期間中の乙の用務に係る旅費相当額は、乙の条例、規則その他の規定に従い乙が支給する。

（災害補償）

第８条　派遣社員が業務上又は通勤途上において死傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償は、甲の規定に基づき甲において処理するものとする。

（定期健康診断）

第９条　派遣社員に対する定期健康診断は、甲の規定により甲において行う。

（出勤状況等の通知及び報告）

第10条　乙は、派遣社員の出勤、時間外勤務及び休暇取得等について、定期的に甲に通知する。また、甲は必要に応じ乙に報告を求めることができる。

（信用失墜行為の禁止）

第11条　派遣社員は、乙の承諾なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

２　派遣社員は、乙の承諾なく、職務上知り得た秘密を第３条の目的外に使用してはならない。

（分限及び懲戒）

第12条　派遣職員の派遣期間中における分限処分及び懲戒処分については、甲乙協議して行うものとする。

（その他）

第13条　本協定に定めのない事項、又は本協定の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　（住所）

（法人名）

（代表者名）

乙　北海道河西郡更別村字更別南１線93番地

更別村長　　西　山　　　猛